

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>